



健感発0426第1号
平成30年4月26日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

麻疹対策の更なる徹底について（協力依頼）

麻疹については、平成27年3月27日付けで、世界保健機関西太平洋地域事務局により、日本が排除状態にあることが認定されましたが、その後も海外で感染した患者を契機とした国内での感染の拡大事例が散見されております。

本年4月11日、海外からの輸入症例を契機として、沖縄県で麻疹患者数の増加が報告されていることを受けて、他の都道府県等への感染拡大が予想されたため、「麻疹発生報告の増加に伴う注意喚起(平成30年4月11日厚生労働省結核感染症課長通知)」において、注意喚起を依頼しているところです。その後、沖縄県内で感染した方が、他県において発症している状況です。

今後、ゴールデンウィークもあり、国内・海外の旅行等により、人の移動が活発化する時期でありますので、貴自治体におかれましても、貴管内の医療機関に対し、下記について改めて広く周知していただき、更なる麻疹対策の徹底をお願いいたします。

記

- 1 発熱や発疹を呈する患者を診察した際は、麻疹の可能性を念頭に置き、海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、麻疹の罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻疹を意識した診療を行うこと
- 2 麻疹と診断した場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項の規定に基づき、都道府県知事等へ速やかに届け出るとともに、麻疹の感染力の強さに鑑みた院内感染予防対策を実施すること

参考：麻疹とは（厚生労働省）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kanenshou/measles/index.html